

2012年11月22日新食品表示制度についての意見交換会資料①

加工食品の原料原産地表示拡大に向けての提言

食品表示を考える市民ネットワーク

1. 原料原産地表示の目的

(1) 消費者の知る権利の保障と公正な競争による流通秩序の確立

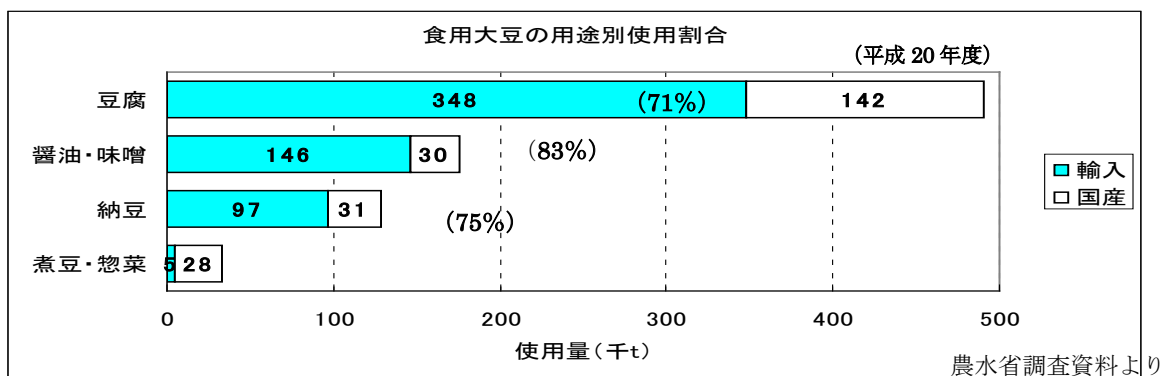
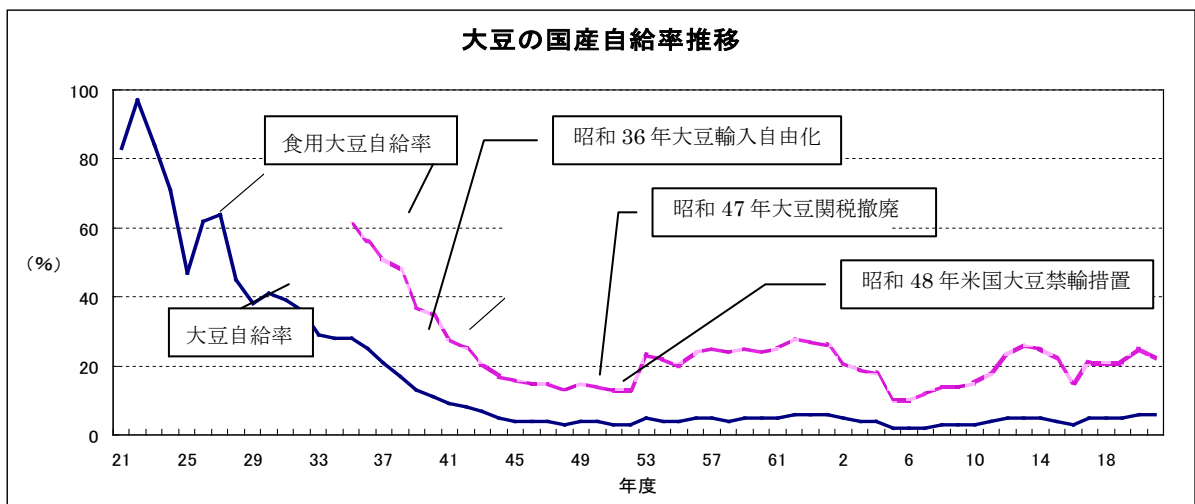
原材料の原産地はどこかと素性を素朴に知りたいとする消費者の思いは様々であり一律ではなく、その要望に応え、原材料の原産地が開示されていないことによる無用な競争と安全性への不安を排し、公正な競争を促進する。

(2) 適正表示による表示の健全化

わかりやすいルールを策定し、輸入原料を使用し国産と誤認を与えているといった実態等を是正し、表示の健全化の促進を図る。

(3) 食料自給率への寄与

飲食料の最終消費額約80兆円のうち、加工食品が約40兆円を占め、加工食品の分野で消費者が、国産品への選択の意思を働かせようと考えても、現在の表示の仕組みの中では、国産への需要を十分に消費に反映することができない。



※ 納豆・豆腐は、農水省が「ガイドライン」を作成し、自主的な大豆原料原産地表示を推奨

2. EUの新しい食品表示規則(2011年12月12日施行)と韓国の動向

- (1) 消費者を保護し、消費者自らが食品の内容に関する包括的な情報を得ることができるようにし、消費者が知識に基づいて食品を選択できるようにすることを目的。
- (2) 任意である原産国又は原産地表示であっても、この表示が無い場合において消費者の誤解を招く恐れがあるときにはその表示を義務とする。
- (3) 牛肉等、既にその表示が義務化されているもの以外の肉、魚介、家禽及び酪農製品について、それが原材料の一つに過ぎないとしてもその表示を義務化するとした。
- (4) 韓国では、政治主導で1994年に加工食品全般に義務化(現在258品目)、外食まで義務化を拡大。

3. 原産地表示義務の課題——詳細は(別紙)参照

- (1) 加工食品に原料原産地を義務表示とする場合の選定条件は「原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品の品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目」(要件Ⅰ)と規定され、原産地を品質の評価基準とした的確性を欠いたものであること、さらに「品質との影響から単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上のみを対象」(要件Ⅱ)とし、表示対象を極めて限定している実態にある。現行のJAS法による原産地表示の義務化は、こうした問題を端緒として、消費者視点からかけ離れた様々な課題を発生させている。
- (2) 景品表示法では「原産国」を、「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国」と定義しているが、異なる輸入原料を単に国内で混合しただけの場合、輸入原料の原産国が表示されないなど、消費者に国産品と誤認を与えている実態がある。

4. 新たな原産地表示のあり方(案)

- (1) 加工食品(一般消費者向けに販売される形態となっているもので、容器に入れ、又は包装されたもの)の「主な原料」は、原料原産地名を商品に表示(情報開示)することを基本とする。「主な原料」には、加工食品の原料に使われた一次産品(農畜水産物)と、これを加工した粒状・粉末状・フレーク状・液状・ペースト状等の中間加工品の原料を含む。ただし、調味・味付けに供する原材料(砂糖、食塩、調味液、しょうゆ、香辛料等)は対象外とし、黒糖は表示対象とする。表示に当たっては、表示対象外としたものを除き原材料に占める重量の割合が上位3位までのもので、かつ、原材料に占める重量の割合が5%以上の原料を対象とする。4位以下の表示は任意とする。同一原料の複数産地使用の場合も、上位3位までを記載し、4位以下はその他と記載することができる。原料原産地が頻繁に変更される場合は、一括表示枠外へ「○○は輸入品を使用しています。」等の大括りの表示も可能とする。
- (2) 輸入中間加工品であって、原料原産地の特定ができない場合は、原料原産地表示に代え原産国(加工地)を一括表示枠外に「○○(中間加工品)の原産国は□□国」と記載する。
- (3) 商品名に原料の一部の名称が付された商品(以下、冠商品)の当該原料については、重量の割合にかかわらず原料原産地を表示する。

以上

(別紙)

1. 現行の JAS 法による義務化による不思議な事例

○加工(原産国)の定義

	JAS 法	食品衛生法	景品表示法
目的	すべての飲食料品の品質に関し、消費者が商品を選択に資するため	食品の安全性確保に向け、危害発生を防止するため	不当な表示による消費者の利益を損なうことを防止するため
加工の定義	あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新しい属性を付加すること(カットだけでは、加工品と見なされず、火を通す、調味したもの)	その物の本質を変えないで形態だけを変化させること。 (カットだけで加工となり、カットした食肉、刺身)	(原産国の定義) その商品の内容について <u>実質的な変更をもたらす行為が行われた国</u>

○**生鮮品の定義**：加工食品(加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)第2条に規定するものをいう。)以外の飲食料品として別表に掲げるものをいう。

○**加工品の定義**：製造又は加工された飲食料品として別表1に掲げるものをいう。

(別表1)(第2条関係)

1 麦類、精麦、2 粉類 米粉、小麦粉、雑穀粉、豆粉、いも粉、調製穀粉、その他の粉類 3 でん粉 小麦でん粉、とうもろこしでん粉、甘しょでん粉、馬鈴しょでん粉、タピオカでん粉、サゴでん粉、その他のでん粉

(中略) 7 香辛料 ブラックペッパー、ホワイトペッパー、レッドペッパー、シナモン(桂皮)、クローブ(丁子)、ナツメグ(肉ずく)、サフラン、ローレル(月桂葉)、パプリカ、オールスパイス(百味こしょう)、さんしょう、カレー粉、からし粉、わさび粉、しょうが、その他の香辛料、(中略) 12 砂糖類 砂糖、糖みつ、糖類、(中略) 25 飲料等 飲料水、清涼飲料、氷、その他の飲料

○JAS法による原産国表示の課題

- ① 加工食品品質表示基準により、「輸入品」については原産国名を一括表示枠内に表示
- ② 「輸入品の定義」
 - ・ 容器包装され、そのままの形態で消費者に販売される製品(製品輸入)
 - ・ バルク状態で輸入されたものを、国内で小分けして容器包装した製品
 - ・ 製品輸入されたものを、国内で詰め合わせした製品

- ・ その他、輸入された製品について、国内で「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されていない製品

(課題のポイント)

この「輸入品の定義」は、輸入された製品が、実質的な変更をとまなうという行為が行われたと判断される場合、輸入された製品に原産国表示は必要ないことを容認している。実質的な変更の解釈の幅が広いと、日本で輸入原料を使用して製造されているが、原料の原産国が表示されず消費者に国内産と誤認を与える根拠となっている。たとえば、果汁飲料の製造において、原液又は、濃縮果汁を希釈して製造する場合の希釈が実質的な変更をもたらす行為とされている。

(1) 50%ルールにより原産地が開示されず消費者に誤認を与えている事例

こんにゃくや餅のように輸入産の粉原料が相当数使用されているにもかかわらず重量が50%未満であるがため、JAS法にて原料原産地表示の義務化となっても表示されおらず、消費者に誤認を与えている実態の発生。

【具体例】

- 国産もち米70%と中国産もち米粉30%を混合して製造された餅は、
原材料名:もち米(国産)、もち米粉 と表示され、中国産は、表示されない
- 複数のカット野菜や乾燥野菜で、重量で50%未満については表示の義務はない。
レタス(国産)70%とキャベツ(中国産)30%を混合して製造されたカット野菜
原材料名:レタス(国産)、キャベツと表示されても問題にならない。
- 黒糖加工品は、製品の原材料に占める黒糖の重量の割合が50%以上のもので黒糖菓子などが対象で、黒糖の重量が50%未満である黒糖パン、黒糖まんじゅう、黒糖かりんとうは対象外となる。
- 生または解凍した食肉にフライ用の衣をつけたりまぶしたものは対象となるが、衣の重量が50%を超えると義務表示の対象とならない。

(2) 生鮮品に新たな属性を付加(加工)されることにより除外される食品

JAS法上の加工の定義は、あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新しい属性を付加することであり、火を通す、調味しただけで加工となる。従って、カット野菜にドレッシングをかけただけで、加工品とみなされ、原産地表示の義務は必要なしとなる。一方、複数の畜種の食肉を混合したものに調味液を加えたものは、「調味した食肉」に該当するので、義務表示の対象となり矛盾が生じている。

【具体例】

- 義務対象となる水煮製品にしょうゆや砂糖、みりんなどを加えて加熱したものは対象外。餅は義務対象であるが、砂糖が入った餅は対象外
- 義務対象となるカット野菜にドレッシング等をかけて調味したものは、対象外、ただし、ドレッシングを別包装したものは対象。義務対象の乾燥野菜のうち、フレーク状または粉末状として販売されるものは対象外
- 落花生は、炒ったり、あげたりした場合は表示対象となるが、砂糖をからめると対象外
- 燻煙をかけて製品とする燻製魚介類は、対象外で、調味後にローラーで伸ばした魚介類も対象外 細切若しくは細刻したのも対象外
- 単に蒸しただけの「蒸し鶏」は、対象で、それにしょうゆ味等の調味液をかけたものは対象外。ゆでた牛もつは、対象で、牛もつ煮込みは対象外、焼豚、生ハム、は対象外
- 生あんは表示義務の対象だが、練りあん(加糖あん)は、生あんに砂糖を加えて加熱しながら、練ったもので義務表示の対象外
- 牛豚合挽き肉は対象で、つなぎを加えた合挽き生ハンバーグは対象外
- 玉ねぎやインゲンなどの塊が含まれる調味液をかけた食肉は義務表示の対象となり、肉と野菜の盛合わせに調味液(タレ)をかけたものは対象外となる。
- 「しめさば」の原料であるさばを生きた解凍したもので製造した場合は、表示義務があり、塩蔵品を仕入れ、調味したものは対象外となる。さらに「しめさば」にバッテラこんぶをのせたものは対象外
- マグロのすき身と生鮮のねぎを混合した「まぐろたたき」は対象となるが、食用油脂を加えたものは対象には含まれず、ねぎが入らない場合は対象となる。
- ゆでだこは、表示義務対象で酢等で調味した酢だこは対象外であるが、食品添加物と調味料(食塩)を使用した「たらこ」は表示義務対象となる。

(3)なぜか、当初から原産地表示義務が除外されている食品

缶詰、瓶づめ、レトルトパウチ食品は、原料の品質の差異の影響を受けないとの理由で、JAS 法上では義務の対象外となっている。レトルトパウチ食品は、義務対象外であるが、透明パウチ食品は対象となり、原料の品質の差異を理由とすることでの説明とは整

合しない。筍の水煮の缶詰は、原産地義務の対象外であるが、透明パウチの筍の水煮は対象となり、同一商品で包装形態が異なることが、原料原産地義務表示対象が異なる。

(4) 日本で製造した場合、原産国となり原産地表示がされない食品

(原産国名の景表法上の定義)

製品の原産国は、景表法に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」の中で、「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国」と規定。単なる切断、輸送、または保存のための乾燥・冷凍・塩水漬けその他これに類する行為、単なる混合については原産国の変更をもたらす行為に含まれない。

【具体例】

中国産のいりごまとベトナム産のちりめんじゃこを日本で混合した場合、異種混合は景表法上の実質的な変更と見なされ、原産国は、日本であり表示不要となる。

(5) こんぶ巻の不思議

昆布又は水で戻した干し昆布を原料として、中芯の具材(味付け又は茹でた魚介類等)を入れる又は入れないで昆布で巻き干びょう等で結び、加熱調理した(煮付けた)ものが該当し、そのうち原料に使用する昆布が原料原産地表示の対象となり、かつ、製品の原材料のうち、昆布(昆布を水で戻した状態のもの)の重量の割合が50%以上のものに原料原産地表示の義務が課される。

- ① 昆布(70%)、干びょう及び調味料(30%) 対象
- ② 昆布(60%)、中芯の具材(20%)、干びょう及び調味料(20%) 対象
- ③ 昆布(40%)、中芯の具材(50%)、干びょう及び調味料(10%) 対象外
- ④ 昆布(40%)、干びょう及び調味料(60%) 対象外

※ 括弧の割合は、製品の原材料に占める重量の割合です。

★昆布巻きは、義務対象でそれ以外の昆布加工品はすべて対象外

(6) 刺身盛合わせは、原料原産地表示は対象外

原産地を包装容器に貼付するラベル上に表記することは、技術上、作業場の観点から不可能との理由で対象外となっている。以下のような書き方であれば可能では検討された経過はあるかどうかは不明。

国産 ぶり、ひらめ、かんぱち、ひらめ

輸入産 みなみまぐろ、めばちマグロ、あおりいか 甘エビ

2. 東京都消費生活条例 (平成6年10月6日東京都条例第110号 平成18年12月22日改正)

(前文)

古来、人は、物を生産し、消費することによって、生存を維持し、生活を営んできた。しかし、経済社会の進展は、消費生活に便利さや快適さをもたらす一方で、消費者と事業者との間に情報力、交渉力等の構造的な格差を生み出し、消費者の安全や利益を損なうさま

さまざまな問題を発生させてきている。とりわけ、大消費地であり経済社会のグローバル化が進展している東京における消費者問題は、極めて複雑、多様であり、常に変容を続けている。健康で安全かつ豊かな生活は、都民のすべてが希求するところである。その基盤となる消費生活に関し、事業者、消費者及び行政は、自ら又は連携して、自由・公正かつ環境への負荷の少ない経済社会の発展を促進しつつ、消費者の利益の擁護及び増進に努めていくことが強く求められている。

東京都は、消費者と事業者とは本来対等の立場に立つものであるとの視点から、事業活動の適正化を一層推進するとともに、消費者の自立性を高めるための支援を進めるなど、都民の意見の反映を図りつつ、総合的な施策の充実に努めるものである。

このため、都民の消費生活における消費者の権利を具体的に掲げ、その確立に向けて、実効性ある方策を講ずることを宣明する。この権利は、東京都はもとより都民の不断の努力によって、その確立を図ることが必要である。

事業者は、事業活動に当たって、消費者の権利を尊重し、消費生活に係る東京都の施策に協力する責務を有するものであり、また、消費者は、自らの消費生活において主体的に行動し、その消費行動が市場に与える影響を自覚して、社会の一員としての役割を果たすことが求められる。

このような認識の下に、健康で安全かつ豊かな生活を子孫に引き継ぐことを目指し、都民の消費生活の安定と向上のために、この条例を制定する。

(1) 対象となる範囲

東京都が対象とする原料原産地表示が義務化されている調理冷凍食品は、JAS法とは異なり品目を限定しておらず、アイスクリーム類、菓子類を除くすべてが対象となっている。このことは、平成20年1月に発生した輸入冷凍餃子による健康被害の発生により都民の不安が深刻化したため、制定されたものであり、JAS法上、調理冷凍食品は、現在も原産地表示の義務対象外となっている点で明らかに矛盾が発生している。

(2) 対象品目

① 生鮮食品、22食品群及び4品目が、原料原産地表示の対象で、原料原産地表示を求める原材料の範囲は、原材料の重量に占める割合が上位3位以内までのもので、かつ、重量に占める割合が5%以上の原材料、ただし、22食品群を原材料とする場合、国内で製造されたものが原料原産地表示の対象で、又、他社からの購入品の場合は、50%ルールが適用される。その原材料自体が輸入品であれば、原料原産地の表示義務対象から外れる。

② 商品名にその名称が付された原材料(冠商品)

例: 商品名が「えびピラフ」の場合の「えび」、
「ビーフハンバーグ」の場合の「ビーフ」

(3) 代表的な事例

① グラタン(えび、チキン、マカロニ、かに)の場合

原材料として使用された「えび」、「鶏肉」、「かに」が(1) 生鮮食品(2) 22 食品群(輸入品は対象外) [例: ゆでえび、蒸した鶏肉、ゆでがに など]のどちらかに該当していれば原料原産地を表示する必要。

「マカロニ」は原料原産地表示が必要な原材料ではないため、原料原産地表示は必要なし。「えび」、「鶏肉」、「かに」以外に、それぞれのグラタンの原材料の重量に占める割合が上位3位までのもので、かつ、重量に占める割合が5%以上であって、上記1(1)～(3)に該当する原材料は、原料原産地表示が必要。

【具体例】

○エビグラタン

○内容

- ・ 原材料に占める重量の割合が上位3位までのもので、かつ、重量に占める割合が5%以上の原材料 → 1位 生乳、2位 ペンネマカロニ、3位 たまねぎ

○商品名にその名称が付された原材料 → えび

○原料原産地名表示が必要な原材料

- ・ 生鮮食品である、生乳、たまねぎ、えび
- ・ ペンネマカロニは原産地表示が必要な原材料の種類に該当しない。

(表示例)——括弧表示枠内で原材料に括弧を付して原産地を表示する場合

冷凍食品

名称 えびグラタン

原材料名 生乳(国産)、ペンネマカロニ、たまねぎ(中国)、えび(ベトナム)、…

内容量 〇〇〇g

賞味期限 〇〇. 〇〇. 〇〇

保存方法 -18℃以下で保存してください

冷凍前加熱の有無 加熱してあります

加熱調理の必要性 加熱してお召し上がりください

製造者 〇〇食品株式会社 東京都新宿区西新宿〇丁目〇〇番〇〇号

② キムチチャーハンの場合

使用している原材料: 1位 米、2位 鶏卵、3位 長ネギ、4位 キムチ

「キムチ」は農産物漬物(使用しているキムチは300g以下、原材料は白菜[60%]、にんじん[30%]、ニラ[10%])

【表示例 ①】

原料原産地名 米(国産)、鶏卵(国産)、長ネギ(中国)、〔キムチ〕白菜(国産)、にんじん(国産)、ニラ(中国産)

【表示例 ②】

(使用されたキムチが輸入品である場合には原料原産地表示は必要なしとなり、以下のとおりとなる。)

原料原産地名 米(国産)、鶏卵(国産)、長ネギ(中国)、キムチ

(4) 東京都条例の問題点

① 現行のJAS法のルールが、ベースになっており、表示義務対象が生鮮食品、22品目群+4品目に限定されている。22品目群においては国内で製造された場合、50%ルールが適用され、50%未満の原料は表示されない。

- ・ハンバーグの原材料に、他社から仕入れた、牛肉70%、豚肉30%の「合挽肉」(22食品群に該当)を使用する場合、「合挽肉」の50%以上で、生鮮食品である牛肉の原産地については必ず表示が必要であるが、「合挽肉」に占める重量の割合が50%未満である豚肉の原産地については、表示義務はない。

② さらに22食品群でも、**海外で生産された22食品群が、調理冷凍食品の原材料と使用された場合は、対象外となり、原料原産地、原産国は表示されない。**

- ・インドネシアでダイスカットし冷凍にして日本に輸入されたインドネシア産のサツマイモは、原産地・原産国が表示されずに使用されている。
- ・ミックスベジタブルを海外で製造したものを輸入した場合は、表示義務対象から外れ、輸入した野菜をカットしてミックスベジタブルを国内で製造した場合は、原産地表示の対象となる。

③ 冠商品は対象となっているが、商品が生鮮食品、22食品群+4品目以外については、表示義務の対象外。22食品群、4品目であっても海外で加工された商品は対象外

- ・エビチャーハンのエビは、生鮮の場合は表示され、輸入された干エビを使う場合は対象外
- ・マカロニグラタンのマカロニ(マカロニは22食品群外)
- ・キムチチャーハン 国内製造されたキムチは表示対象であるが、キムチが海外で製造されている場合は対象外

以上

2012年11月22日新食品表示制度についての意見交換会資料②

内閣府大臣 消費者及び食品安全担当 小平 忠正様
消費者庁長官 阿南久様

2012年10月24日

食品表示法制定への要望書

食品表示を考える市民ネットワーク

消費者庁が昨年9月に設置した食品表示一元化検討会では一年に渡る議論の末、報告書をとりまとめ8月9日に公表しました。しかし、その報告書では私たちが要望した下記事項が不明確のままになり、また一部は先送りされました。

- 1 表示法の目的に消費者の知る権利、選択の権利確立を盛り込むこと
- 2 現状の表示制度の不備を補うために、各法を具体的に検討すること
- 3 現行の表示事項を削減しないこと
- 4 消費者を誤認させる表示の禁止
- 5 執行体制の見直し
- 6 加工食品の原料原産地表示、遺伝子組み換え食品表示、食品添加物の表示拡充

1. 食品について情報を知る権利、知った上で選択する権利

立法の過程で、法の目的に明記するよう求めます。また消費者の権利の実現手段として、主務大臣に対する申出及び主務大臣の調査公表制度を盛り込んでください。

2. 一元化の対象法の拡大

食品衛生法、JAS法、健康増進法のみならず、酒税保全法等も含め、その範囲を再検討するよう求めます。現行の食品衛生法では表示項目中に酒精飲料と記載しているため、酒類についても表示法の対象に含めることは可能です。現実には果実絵表示のある酒類を果実飲料と誤飲するケースもあり、食品として同一の法律において規制することが必要です。

また、分かりやすい表示という名目で字を大きくし、表示事項に優先順位をつけて、表示すべき情報を削減することには、絶対に反対します。字を大きくすれば見やすくなるかもしれませんが、情報が少なくなると、分かりにくさは一層増します。現在の表示の分かりにくさは、表示免除などの例外が多いため、正しい情報が伝わらないところに原因があります。さらに現行法を精査し、その不備を補うための一元化の実を上げるよう要望します。

3. 現行の表示事項の削減はしないこと

アレルギーの強調表示や栄養成分表示の義務化の代償として、現行の表示事項を削減することがあってはならないことです。わが国の表示はEUや韓国等と比較しても貧弱であり、これを削減したら表示の意味が失われます。

4. 消費者を誤認させる表示の禁止

また義務表示、虚偽誇大広告の禁止のみならず、消費者を誤認させる表示の禁止も盛り込むべきです。

5. 執行体制の見直し

表示制度を一元化しても、その執行体制が厚生労働省や農林水産省あるいは地方自治体等との共管で行われています。執行体制の充実と強化についても検討すべきです。

6. 具体的検討が先送りになった表示事項について

加工食品の原料原産地表示の拡大について

全ての加工食品のトレーサビリティと原料原産地表示の義務化を求めます。表示制度を一元化すれば、JAS法に基づく品質の差異という要件は撤廃されるので、知る権利の保障としての原産地表示の義務化が可能になります。繰り返される加工食品の産地偽装事件や安全性を脅かす事件を受け、出どころの明らかな国産食品を食べたいという消費者の声が高まっています。原料がどこで生産されたのかを知り利用したいと考えます。

加工食品の原料原産地表示は、原則すべて義務化し(やむを得ない事情のあるものに限り例外あり)、加えてすべての外食・中食についても原則義務化(同上の例外あり)すべきです。

遺伝子組み換え食品の表示義務について

全ての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化することを求めます。消費者の多くが遺伝子組み換え食品に不安を持ち、食べたくないと考えています。しかし、現行の表示制度では選択できません。EUでは遺伝子組み換え食品および飼料は、表示及びトレーサビリティ制度の対象となり、すべての食品に表示がされています。対象とならない場合として、意図しない混入は0.9%未満(日本5%未満)となっています。

消費者が情報を正しく知ることができ、選ぶことができる、EU並みの表示制度への抜本的な改正を求めます。

食品添加物表示について

食品に使用している食品添加物を、原則、すべて具体的な物質名で表示することを求めます。消費者は、食品添加物が少ない安全な食品を求めています。しかし、現在の表示制度では、使用されている多くの添加物が隠れてしまっています。まず「乳化剤」のような一括表示や、「加工でん粉」のような簡略名によって具体的な物質名が示されていません。また、原材料に用いる食品添加物はキャリアオーバーという形で表示を免れています。消費者は、食品を食べる際に、どのような食品添加物を摂取することになるのか、正確に知ることを求めています。

これら先送りになった事柄については、新法の制定と併せて府令を表示義務化の方向で進めるよう求めます。また、制度の具体的な検討を行なう作業部会等を設置したときは、消費者側の委員も加えることを要望します。

【問い合わせ】食品表示を考える市民ネットワーク事務局 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207
tel 03(5155)4756 fax 03(5155)4767 [Eメール office@gmo-iranai.org](mailto:office@gmo-iranai.org)

「食品表示を考えるネットワーク」は、2011年11月11日に開催された公開シンポジウム「消費者が考える食品表示一元化」の後、広く消費者の意見を集め消費者が望む食品表示法を実現するために結成されました。現在、構成団体は、食の安全・監視市民委員会／主婦連合会／NPO法人食品安全グローバルネットワーク／新日本婦人の会／生活クラブ生協連合会／グリーンコープ共同体／大地を守る会／NPO法人日本消費者連盟／遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーンです。